

訪問看護サービス重要事項説明書

<医療保険による訪問看護>

1 事業者概要

事業所名	田園調布医師会立訪問看護ステーション
所在地	大田区石川町 2-7-1 (田園調布医師会館 3 階)
連絡先	TEL 03-3728-7600 (営業時間内) FAX 03-3728-6739
サービス提供責任者	タナカ チカコ 田中 千賀子
訪問看護事業所番号	1367192057
通常の事業実施地域	大田区(石川町、北千束、南千束、上池台、仲池上、中馬込、東雪谷、南雪谷、雪谷大塚、田園調布、田園調布本町、田園調布南、北嶺町、東嶺町、西嶺町、久が原、南久が原、千鳥、鵜の木、下丸子、矢口) 目黒区(緑が丘、大岡山、南) 世田谷区(東玉川、奥沢) 品川区(洗足、旗の台)

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	ステーションは、利用者に対し、関係保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図り、終末期においてもその人らしい生活が送れるよう支援することを目的とします。
運営の方針	24 時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切な看護サービスを提供します。事業の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3 営業日時

訪問日	月曜日～金曜日
訪問時間	午前 9 時～午後 5 時
休日	土曜・日曜・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

※ 緊急の場合は 24 時間対応体制にて電話での相談及び緊急訪問をいたします。

4 事業所の職員体制

職 種	従事する業務内容	人 数
管 理 者	職員管理業務等	常勤 1 名
看 護 師	訪問看護サービスの提供 訪問看護計画書の作成 訪問看護報告書の作成	常勤 3 名以上
理学療法士		非常勤 1 名以上
作業療法士		0 名
言語聴覚士		0 名
事 務 員	一般的な事務処理	非常勤 1 名以上

5 訪問看護サービスの利用方法

(1) 医療保険による訪問看護

- 介護保険利用で厚生大臣が定める疾病の方
- 介護保険非該当の方
- 40才までの医療保険加入者
- 介護保険利用の方が、急性憎悪にて主治医より特別指示書が出た時（14日間限り）
- 介護保険未申請の方

(2) サービスの開始までの流れ

- | | |
|------------------------------------|---|
| ①サービス提供の依頼ご相談 | ☆お電話、ご来訪いずれかでお申し込みください。ただし、居宅介護支援事業者と契約されている場合には、担当ケアマネージャーにご相談ください。 |
| ↓ | |
| ②重要事項の説明
サービス提供の契約
利用者の状態を把握 | ☆ご利用にかかわる重要事項の説明をし、ご了承いただいた後に契約させていただきます。ご契約者、ご家族と面接し、居宅サービス計画及び医師の指示書のもとご契約者の状態把握、ご希望をお聞きます。 |
| ↓ | |
| ③訪問看護計画の作成
同意と交付 | ☆居宅サービス計画のもと、担当看護師が訪問看護計画を作成し、ご契約者の同意を得て、交付します。 |
| ↓ | |
| ④訪問看護サービスの提供 | ☆訪問看護計画にそってサービスの提供をいたします。 |

6 看護サービスの内容

- | | |
|---------------------|------------------|
| ○ 病状の観察 | ○ カテーテルの管理 |
| ○ 床ずれ等の処置、予防 | ○ 看護、介護に関する相談、援助 |
| ○ リハビリテーションの援助 | ○ 体位交換、排泄などの介助 |
| ○ 清潔の援助（入浴介助、清拭、洗髪） | ○ その他医療処置 |

7 利用料金

(1) 利用者負担金（1回当たりの料金）

- 健康保険法に基づく個人負担額
- 後期高齢者医療制度に基づく個人負担額
(原則1割、一定以上の所得者は2割または3割負担)

※ 訪問回数は週3回までが原則です（難病・末期の方には制限がありません）。

(2) 自費による訪問看護

医療保険に依らない長時間等の訪問看護を希望する場合、別途契約することとし、双方合意の下で看護サービスを提供いたします。

8 利用料負担金の請求

月末締め、翌月20日に預金口座より引き落としさせていただきます。引き落とし確認後、領収書を発行いたします。なお、領収書の再発行はいたしません。

9 緊急時の対応について

- ① ステーションは、24時間対応体制をとっており、利用者又はその家族より看護に関する相談等を受けた場合、常時対応でき、緊急訪問看護を必要に応じて行なえる体制にあります。
- ② 予定した訪問日以外の日や、早朝・深夜・土日・祝日・年末年始等営業時間外であっても、訪問看護を受けることができます。

※スタッフが自宅待機しており、いつでも電話相談に応じています。

また、必要であれば緊急訪問もいたします。

なお、緊急訪問の依頼があっても、当ステーションで救急の判断をした場合は、至急、救急車の依頼をしていただくこともあります（緊急時の連絡方法は、別紙参照）。

10 特別指示書による訪問看護

訪問回数は週 3 回までが限度ですが、病状が悪化し、頻回に訪問看護が必要となった場合は、月 1 回 14 日間に限って（別に厚生労働大臣が定める者については月 2 回）、特別訪問看護指示書にて連日の訪問看護も可能です。ただし、難病や末期の場合は、特別指示書がなくても連日訪問可能です。

11 サービス利用のキャンセルについて

利用者がサービス利用のキャンセルをする際には、すみやかに当ステーションまでご連絡下さい。この際、キャンセル料は一切掛かりません。

12 学生や研修生の実習への協力について

当ステーションは教育機関として、医学部学生・看護学生・研修生の在宅看護実習を受け入れています。実習を行う場合は、事前に同意を得て担当看護師と同行訪問いたします。実習は安全を最優先として行います。

13 個人情報保護について

当ステーションでは、個人情報保護法及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、利用者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」に基づいております。

利用者へのサービスの提供につき以下の目的で利用します。

(1) 当事業者内部で利用する際の目的	
① 利用者に提供する訪問看護サービス関係	・訪問看護サービス計画の作成業務 ・利用者の診療等に際し、外部の医師の意見・助言を求める場合 ・家族等への心身の状況説明
② 医療保険サービスの利用にかかる管理運営業務関係	・利用等に関わる管理業務 ・会計、経理業務 ・訪問時の事故、緊急時等の専門機関等への報告 ・ご利用者への看護、医療サービスの向上に関する業務
③ 当事業者の管理運営業務関係	・訪問看護サービスや業務の維持・改善・向上のための基礎資料 ・当事業者において行われる医学生・看護学生・研修生の実習に関すること
③ 医療保険に関わる事務全般に関わること	
(2) 医療機関や行政機関等へ情報提供で利用する際の目的	
① 当事業者が利用者に提供する訪問看護サービス関係	・利用者の病状の急変や治療等に際し、医療機関へ連絡・情報提供 ・家族等への心身の状況の説明 ・虐待等、生命・財産の侵害防止にかかる情報提供
(3) 保険事務で利用する際の次のもの	
① 国民健康保険団体連合会へのレセプトの提出 ② 国民健康保険団体連合会または保険者からの照会への回答 ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等で利用する場合	
(4) 事業者の管理運営業務のうち次のもの	
① 外部監査機関、評価機関等への情報提供	

なお、あらかじめ利用者本人の同意なしに、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。また、外部への症例報告等に利用する場合は個人が特定されないような匿名化を図るとともに、必要に応じて事前に説明を行います。

14 サービスに関する相談・苦情等の窓口

- ① 当ステーションのサービスに関するご相談・苦情等を承ります。

電 話： 03-3728-7600

受付時間： 月～金曜日 午前9時～午後5時

(土・日・祝日・12月29日～1月3日は除く)

担 当 者： 田中 千賀子

- ② 当ステーション以外の相談・苦情等の窓口

東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口専用ダイヤル (TEL03-6238-0177)

15 サービス利用にあたってご留意いただきたい事項

禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力 (身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ② 職員に対する精神的暴力 (人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント (意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の欲求等性的いやがらせ行為)

16 虐待の防止について

当ステーションは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- ④ 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置きます。

17 ハラスメントの防止について

当ステーションは、利用者に対してより良いサービスを提供し、職場及び居宅等におけるハラスメントを防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 職場におけるハラスメントのための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図ります。
- ② 職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止のための基本方針を整備します。
- ③ 職員に対するハラスメントを防止するための研修を定期的 to 実施します。
- ④ ハラスメント防止対策に関する措置を適切に実施するための担当者を置きます。

18 感染対策について

当ステーションは、サービス提供に際し感染症等の予防及びまん延防止に留意し、発生した場合は感染症が拡大しないために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 標準予防策として血液、体液、汗を含む分泌物、排泄物、粘膜、損傷のある皮膚への感染予防を行います。
- ② 感染症が明らかまたは疑う場合は、標準予防策に加えて感染経路によって接触感染予防策・飛沫感染予防策・空気感染予防策を行います。
- ③ 感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ④ 職員に対し、感染症対策の研修を定期的 to 実施します。
- ⑤ 感染対策のための措置を適切に実施するための担当者を置きます。

19 地震・台風・洪水など災害時対応について

当ステーションは、自然災害（地震・風水害など）に対して平常時から安全対策、発生した場合は被害が拡大しないために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 災害時の安否確認のための緊急連絡先、個別避難計画、区の防災情報、非常持ち出し物品の確認、災害が起きた場合、利用者・家族がご自身の安全を確保するための行動ができるようにします。
- ② 大きな被害が予想される場合（建物倒壊や土砂災害、浸水、ライフライン、交通機関、通信が止まる等）は、職員の安全確保のために訪問を中止し、日程を変更します。

20 事故発生時の対応について

当ステーションはサービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を保存し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

21 法改定後のサービス内容及び利用者負担金等について

法改定によりサービス内容及び利用者負担金等が変更になった場合、関連法令に従って別途改定内容を記載した文章を2通作成し、署名捺印の上1通ずつ保有するものとします。

22 当ステーションの沿革

- 平成8年7月3日 老人保健法に基づく指定を受ける。
- 平成12年4月1日 介護保険法の居宅サービス事業者の見なし指定事業者となる。
- 平成18年4月1日 指定介護予防訪問看護の事業所として指定を受ける。

【別紙】 利用者負担金（医療保険）

令和 6 年 6 月 1 日改定

1. 訪問看護基本療養費	1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問看護基本療養費（Ⅰ） 1 日につき 《看護師による場合》 ・ 週 3 日目まで（1 週間は日曜日から土曜日） ・ 週 4 日目以降 ※末期の悪性腫瘍、難病、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している方、真皮を越える褥瘡状態の方、特別管理加算算定の方、特別訪問看護指示書が交付された方 《理学療法士による場合》 ・ 週 3 日まで（1 週間は日曜日から土曜日） 《悪性腫瘍の利用者に対する専門の研修を受けた看護師による場合》（月 1 回を限度）	 560 円 660 円 560 円 1,290 円	 1,110 円 1,310 円 1,110 円 2,570 円	 1,670 円 1,970 円 1,670 円 3,860 円
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者 1 日につき 《看護師による場合》 ・ 同一日に 2 人 週 3 日目まで 週 4 日目以降 ※末期の悪性腫瘍、難病、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している方、真皮を越える褥瘡状態の方、特別管理加算算定の方、特別訪問看護指示書が交付された方 ・ 同一日に 3 人以上 週 3 日目まで 週 4 日目以降 ※末期の悪性腫瘍、難病、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している方、真皮を越える褥瘡状態の方、特別管理加算算定の方、特別訪問看護指示書が交付された方 《理学療法士による場合》 ・ 同一日に 2 人 ・ 同一日に 3 人以上	 560 円 660 円 280 円 330 円 560 円 280 円	 1,110 円 1,310 円 560 円 660 円 1,110 円 560 円	 1,670 円 1,970 円 830 円 980 円 1,670 円 830 円
訪問看護基本療養費（Ⅲ） （入院中の方に限る） ・ 外泊中の訪問看護（管理療養費なし） ※在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり訪問看護が必要であると認められた方（入院中 1 回） ※末期の悪性腫瘍、難病、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している方、真皮を越える褥瘡状態の方、特別管理加算算定の方（入院中 2 回まで）	850 円	1,700 円	2,550 円

2. その他加算			
難病等複数回訪問加算 1日につき ※末期の悪性腫瘍、難病、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している方、真皮を越える褥瘡状態の方、特別管理加算算定の方、特別訪問看護指示書が交付された方 ・1日に2回の場合 同一建物内 1人又は2人 同一建物内 3人以上 ・1日に3回の場合 同一建物内 1人又は2人 同一建物内 3人以上			
	450 円	900 円	1,350 円
	400 円	800 円	1,200 円
	800 円	1,600 円	2,400 円
	720 円	1,440 円	2,160 円
長時間訪問看護加算 (90 分超える訪問看護) ※人工呼吸器を使用している方、特別管理加算算定の方、特別指示の該当者 (週 1 回限定) ※15 歳未満の超重症児または準超重症児 (週 3 回限定) ※15 歳未満の小児であって特掲診療料の施設基準別表第八に掲げる者	520 円	1,040 円	1,560 円
緊急訪問看護加算 (1 日につき 1 回) ※利用者または家族の求めに応じて診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合 月 14 日目まで 月 15 日目以降	265 円 200 円	530 円 400 円	795 円 600 円
乳幼児加算 (6 歳未満) (1 日につき 1 回) 厚生労働大臣が定める者 上記以外	180 円 130 円	360 円 260 円	540 円 390 円
複数名訪問看護加算 (週 1 日) ※暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる方 ※末期の悪性腫瘍、難病、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している方、真皮を越える褥瘡状態の方、特別管理加算算定の方、特別訪問看護指示書が交付された方 同一建物内 1人又は2人 同一建物内 3人	450 円 400 円	900 円 800 円	1,350 円 1,200 円
夜間・早朝訪問看護加算 (1 日につき 1 回) 夜間：18 時～22 時 早朝：6 時～8 時	210 円 210 円	420 円 420 円	630 円 630 円
深夜訪問看護加算 (1 日につき 1 回) 深夜：22 時～6 時	420 円	840 円	1,260 円

※末期の悪性腫瘍、難病、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している方、真皮を越える褥瘡状態の方、特別管理加算算定の方、特別訪問看護指示書が交付された方

同一建物内 3人以上

2,160 円

1,560 円

600 円

390 円

1,200 円

630 円

1,260 円

3. 精神科訪問看護基本療養費			
精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）1日につき 《看護師等による場合》			
・週3日目まで	30分以上	560円	1,110円
	30分未満	430円	850円
・週4日目以降	30分以上	660円	1,310円
	30分未満	510円	1,020円
※当該利用者の退院後3ヶ月以内の期間において行われる場合は週5日を限定とする。			
精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）同一建物居住者1日につき 《看護師等による場合》			
・同一日に2人			
週3日目まで	30分以上	560円	1,110円
	30分未満	430円	850円
週4日目以降	30分以上	660円	1,310円
	30分未満	510円	1,020円
・同一日に3人以上			
週3日目まで	30分以上	280円	560円
	30分未満	210円	430円
週4日目以降	30分以上	330円	660円
	30分未満	260円	510円
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） ・外泊中の訪問看護（管理療養費なし） ※在宅療養に備えた一時的な外泊に当たり訪問看護が必要であると認められた方（入院中1回） ※末期の悪性腫瘍、難病、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している方、真皮を越える褥瘡状態の方、特別管理加算算定の方（入院中2回まで）			
		850円	1,700円
			2,550円
4. その他加算			
長時間精神科訪問看護加算（90分超える訪問看護） ※人工呼吸器を使用している方、特別管理加算算定の方、特別指示の該当者（週1回限定） ※15歳未満の超重症児または準超重症児（週3回限定） ※15歳未満の小児であって特掲診療料の施設基準別表第八に掲げる者			
		520円	1,040円
			1,560円

精神科緊急訪問看護加算 （１日につき１回） ※利用者または家族の求めに応じて診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合 月 14 日目まで 月 15 日目以降	265 円 200 円	530 円 400 円	795 円 600 円
精神科重症患者支援管理連携加算 （月 1 回 6 ヶ月を限度） ※精神科訪問看護を週 2 回又は 3 回以上実施している方 ・厚生労働大臣が定める患者のうち集中的な支援を必要な場合 ・厚生労働大臣が定める患者の場合	840 円 580 円	1,680 円 1,160 円	2,520 円 1,740 円
精神科複数回訪問加算 （１日につき） ※精神科重症患者早期集中支援管理料を算定の方 ・１日に２回の場合 同一建物内 １人又は２人 同一建物内 ３人以上 ・１日に３回の場合 同一建物内 １人又は２人 同一建物内 ３人以上	450 円 400 円 800 円 720 円	900 円 800 円 1,600 円 1,440 円	1,350 円 1,200 円 2,400 円 2,160 円
複数名精神科訪問看護加算 ※30 分未満を除く 精神科訪問看護指示書に複数名訪問看護の必要性「あり」と記載 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者 利用者の身体的李通による 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者、利用者及び、その家族それぞれへの支援が必要な者 その他。※利用者又は家族等の同意を得た場合 （週 1 日） ・１日に１回の場合 同一建物内 １人又は２人 同一建物内 ３人以上 ・１日に２回の場合 同一建物内 １人又は２人 同一建物内 ３人以上 ・１日に３回の場合 同一建物内 １人又は２人 同一建物内 ３人以上	450 円 400 円 900 円 810 円 1,450 円 1,300 円	900 円 800 円 1,800 円 1,620 円 2,900 円 2,600 円	1,350 円 1,200 円 2,700 円 2,430 円 4,350 円 3,900 円
夜間・早朝訪問看護加算 （１日につき１回） 夜間： 1 8 時～ 2 2 時 早朝： 6 時～ 8 時	210 円 210 円	420 円 420 円	630 円 630 円
深夜訪問看護加算 （１日につき１回） 深夜： 2 2 時～ 6 時	420 円	840 円	1,260 円

５．訪問看護管理療養費			
訪問看護管理療養費 ・月の初日 ※厚生労働大臣が定める基準に適合しているもの。常勤数とターミナル療養費の算定件数、 24 時間対応体制、地域との研修や訪問看護の情報提供や相談の体制を整備している場合			
《機能強化型訪問看護管理療養費 1》 ※常勤数 7 人以上	1,323 円	2,646 円	3,969 円
《機能強化型訪問看護管理療養費 2》 ※常勤数 5 人以上	1,003 円	2,006 円	3,009 円
《機能強化型訪問看護管理療養費 3》 ※常勤数 4 人以上	870 円	1,740 円	2,610 円
《1、2、3 以外の場合》	767 円	1,534 円	2,301 円
・2 日目以降（1 回につき） 《管理療養費 1》 ※同一日に同一建物の訪問の割合が 7 割未満であって 特別管理、難病、末期などに相当な実績を有する 《管理療養費 2》 ※上記以外の場合	300 円 250 円	600 円 500 円	900 円 750 円
６．その他加算			
24 時間対応体制加算 （1 月につき） イ看護業務の負担軽減の取組を行っている場合 ロ以外の場合	680 円 652 円	1,360 円 1,304 円	2,040 円 1956 円
退院時共同指導加算 （1 回、がん末期等は 2 回）	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算 （特別管理加算の該当者）	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算 イ特別管理、難病、末期、診療に基づき退院当日の訪問が必要であると認められた方（退院日の翌日以降の初回訪問日に加算） ※初回の訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合、加算のみ負担金となります ロ 90 分を超えた療養上の必要な指導を行った場合	600 円 840 円	1,200 円 1,680 円	1,800 円 2,520 円

特別管理加算（１月につき）			
《特別管理加算Ⅰ》 ※末期の悪性腫瘍、気管切開・気管カニューレ〔永久気管孔を含む〕、留置カテーテル〔胃チューブ留置（胃ろう、経鼻）、腹膜透析、膀胱留置カテーテル、PTCD など（種々ドレインなどの留置）、輸液用ポート、数日間継続的に行っているサーフローによる点滴等〕を使用している状態	500 円	1,000 円	1,500 円
《特別管理加算Ⅱ》 ※血液透析、酸素療法、自己導尿、持続陽圧呼吸療法を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態	250 円	500 円	750 円
在宅患者連携指導加算（月に１回） ※利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関と文章により月２回以上情報共有を行い、それを踏まえた療養上の指導を行った場合	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月２回） ※利用者の状態急変に伴い、在宅療養を担う医師の求めにより、その医師、看護師、その他関係者等が共同で患家に赴き、カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合 ※ビデオ通話可能な機器を用いて対面にならない方法で行った場合	200 円	400 円	600 円
看護・介護職員連携強化加算（月に１回） ※医師の指示のもと、支援、連携した場合	250 円	500 円	750 円
専門管理加算（月に１回） ※専門の研修を受けた看護師、特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	250 円	500 円	750 円

7. 訪問看護情報提供療養費			
訪問看護情報提供療養費 1 （月 1 回） ※厚生労働大臣が定める疾病、精神障害を有する者、その家族等 18 歳未満の児童 都道府県（市区町村）に対して情報提供を行った場合	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 2 （各年度 1 回） ※厚生労働大臣が定める疾病、18 歳未満の児童の学校への情報提供を行った場合	150 円	300 円	450 円
訪問看護情報提供療養費 3 （月 1 回） ※医療機関に入院又は、入所して情報提供を行った場合	150 円	300 円	450 円
8. 訪問看護ターミナルケア療養費 （死亡月）			
《訪問看護ターミナルケア療養費 1》 ※利用者と家族の意思をもとにターミナルケアの実施、在宅で死亡、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合	2,500 円	5,000 円	7,500 円
《訪問看護ターミナルケア療養費 2》 ※利用者と家族の意思をもとにターミナルケアの実施、施設で死亡、24 時間以内に施設以外で死亡した場合	1,000 円	2,000 円	3,000 円
9. 訪問看護医療 D X 情報活用加算 （月 1 回）			
※規定による電子資格確認により利用者の診療情報の取得等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	5 円	10 円	15 円
10. 遠隔死亡診断補助加算 （1 回につき）			
主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	150 円	300 円	450 円

11. その他利用料			
長時間看護（90 分を超える訪問看護） ※特別管理、特別指示、15 歳未満の超重症児以外の方、週 2 回 目以降		30 分毎	1,500 円
休日訪問看護（1 回の訪問につき 30 分から 1 時間 30 分程度を標準とする。）			
土・日・祝日	6 時～22 時	1 時間以内	5,000 円
	22 時～6 時	1 時間以内	5,500 円
年末年始	6 時～22 時	1 時間以内	5,500 円
	22 時～6 時	1 時間以内	6,000 円
週 4 回以降の訪問料（難病・末期等の方以外）		全額自費（保険法に基づく）	
同一日複数回訪問料（難病・末期等の方以外）		全額自費（保険法に基づく）	
同一日に 2 か所の訪問看護ステーションから訪問看護を 利用された場合		全額自費（保険法に基づく）	
入院中の外泊時に訪問した場合の訪問料 ※保険適用外の方		全額自費（保険法に基づく）	
退院・退所同一日の訪問料 ※退院支援指導加算算定以外の方		全額自費（保険法に基づく）	
介護用品		実費	
終末後の処置	9 時～22 時	13,000 円	
	22 時～9 時	15,000 円	
サービス提供記録の複写		1 枚 500 円（手数料等含む）	

交通費	徒歩・自転車・バイク	無料
	電車・バス・タクシー	実費
※ 夜間緊急訪問の場合、スタッフの安全確保のためタクシーを使用させていただく場合も あります。		

【事業者】

訪問看護サービス契約にあたり、利用者負担金およびサービス内容等について訪問看護サービス重要事項説明書にて説明しました。

令和 年 月 日

事業者名 田園調布医師会立訪問看護ステーション

住 所 東京都大田区石川町 2 - 7 - 1

説明者氏名 _____ 印 _____

【ご利用者】

利用者負担金およびサービス内容等、重要な事項について説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

（ご本人）

住 所 _____

氏 名 _____

（署名代行者）

利用者との関係 _____

住 所 _____

氏 名 _____

本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1 通ずつ保有するものとします。